



契約概要

契約にあたって特に重要な事項です。内容を必ず確認してください。

1 日本フルハップについて

日本フルハップは中小企業における勤労者の福祉の向上を促進し、勤労者生活の質的向上を図ることを目的に設立された公益財団法人で、災害防止に関する支援事業、福利厚生に関する支援事業、災害の補償に関する事業などを行っています。

2 災害防止事業

1. 安全で快適な職場づくりのための助成

次の助成対象項目を購入（測定・受診・受講・除去・検査の場合は実施）し、納品日（実施日）から1年以内に申請した場合に助成します。ただし、加入日以前、脱退後、会費の払込がなされていない期間中（翌々月の振替日までに会費振替ができた場合を除く）に購入（納品・実施）したものの、リース・レンタル、修理、移設、自作品・自社施工費、国外の事業所で使用するものは対象になりません。
※社宅等生活のために供する場所は職場に含みません。

<助成の対象項目>

(1) 職場の安全を確保するための助成

- ①保護帽（ヘルメット）
- ②安全靴・耐滑靴（つま先部分に先芯が入った構造の靴）
- ③保護眼鏡
- ④防災面
- ⑤墜落制止用器具（安全帯）（厚生労働省の規格適合品）
- ⑥階段等の手すりまたは滑り止め
- ⑦作業用踏み台または脚立
- ⑧台車
- ⑨安全プレス機械（厚生労働省の型式検定合格品）
- ⑩床材等の防滑加工（塗布のみ）
- ⑪床面の滑り止めテープ
- ⑫床面の段差解消スロープ
- ⑬転倒防止のための床の改修
- ⑭消火器・消火装置
- ⑮火災報知機
- ⑯救命胴衣
- ⑰下肢の切創防止用保護衣（防護ズボン・チャップス）
- ⑱防護手袋
- ⑲防護服
- ⑳高視認性安全服
- ㉑パワーアシストスーツ
- ㉒テールゲートリフター

(2) 快適な職場づくりのための助成

- ①エアコン
- ②扇風機、冷風扇、サーキュレーター
- ③ミスト発生装置
- ④ファン（冷却装置）付き作業服
- ⑤電熱ウェア
- ⑥暖房用ストーブ・ヒーター
- ⑦空気清浄機
- ⑧換気装置・換気扇
- ⑨照明機器
- ⑩加湿機・除湿機
- ⑪エレベーター
- ⑫自動ドア
- ⑬電動シャッター

(3) 職場の安全衛生管理推進のための助成

- ①防じんマスク（厚生労働省の型式検定合格品）
- ②防毒マスク（厚生労働省の型式検定合格品）
- ③局所排気装置
- ④集じん機・除じん装置
- ⑤排ガス処理装置・排液処理装置（特定化学物質障害予防規則に定められたもの）
- ⑥作業環境測定（労働安全衛生法に基づく、有機溶剤、特定化学物質、石綿、鉛、電離放射線、粉じん、騒音測定に限ります）
- ⑦特殊健康診断（有機溶剤、特定化学物質、石綿、鉛、四アルキル鉛、高気圧業務、電離放射線、じん肺、情報機器作業健康診断に限ります）
- ⑧安全衛生診断
- ⑨安全衛生推進者養成講習
- ⑩衛生推進者養成講習
- ⑪安全運転管理者等法定講習
- ⑫耳栓・イヤーマフ（聴覚保護具）
- ⑬ガス検知器
- ⑭AED（自動体外式除細動器）
- ⑮熱中症指数計
- ⑯熱中症対策ウェアラブルデバイス

(4) 交通事故を防止するための助成

- ①スタッドレスタイヤ
- ②タイヤチェーン
- ③ドライブレコーダー
- ④アルコール検知器
- ⑤自転車用・バイク用ヘルメット

(5) アスベスト(石綿)を除去した場合の助成

建物の石綿（アスベスト）の除去、封じ込め、囲い込み施工後も会員が職場として継続使用する場合に限ります。

(6) プレス機械特定自主検査の助成

プレス機械の特定自主検査を日本フルハップの登録検査業者により実施した場合、1台当たり3,000円、年度間7台まで助成します。

<助成金について>

- ①助成額は購入・実施費用の1/2とします。
- ②納品・実施の年度（4月～翌年3月末）ごとに合計して下表の助成限度額が上限です。（加入年数・加入者数により異なります）
- ※(6)プレス機械特定自主検査の助成は除きます。

「助成限度額」

加入者数 ※ ²	加入年数 ※ ¹					
	1～3年目	4～6年目	7～9年目	10～12年目	13～15年目	16年目～
1名	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円
2名	10,000円	12,000円	14,000円	16,000円	18,000円	20,000円
3名	15,000円	18,000円	21,000円	24,000円	27,000円	30,000円
4名	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円
5名	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円	50,000円
6名	30,000円	36,000円	42,000円	48,000円	54,000円	60,000円
7名以上	該当する加入年数の「1名の助成限度額」×「加入者数」となります					

※¹加入年数は、加入した年度を1年目とし、納品・実施時点の年数とします。

※²加入者数については、申請の前々月末の人数を基準とします。（加入翌月末までは加入時の人数を基準とします）

2. 安全衛生啓発活動

安全衛生や交通安全に関する資料の配布など、ケガを未然に防止するための啓発活動を行います。

3. 安全衛生教育のための支援

会員事業所の労働災害等の防止を支援するため次の研修・セミナーを受講し、修了した場合に助成します。

助成対象となるもの	中央労働災害防止協会が実施する研修・セミナー
助成額	受講料の1/2
助成限度額	1会員事業所あたり受講を修了した年度間ごとに、「加入者数(※)×10,000円」が上限
対象者	事業主が許可した従業者

申請期限について、受講修了日から1年以内とします。
なお、加入日以前、脱退後、会費の払込がなされていない期間中（翌々月の振替日までに会費振替ができた場合を除く）に受講修了したものは対象になりません。

※加入者数については、申請の前々月末の人数を基準とします。（加入翌月末までは加入時の人数を基準とします）

3 福利厚生事業

1. 人間ドック受診の助成

加入者が人間ドック等助成対象となる健診を受診した場合に助成します。

助成対象となるもの	人間ドック、生活習慣病予防健診、協会けんぽ一般健診、PET検査(全身)、脳ドック
助成額	受診金額(本人負担額)の1/2 (1人1回10,000円が上限)
助成回数	受診した年度間1人1回まで (年度間とは4月～翌年3月末、以下同じ)
助成対象とならないもの	・健康保険適用の検査(再検査、診療目的の検査等) ・定期健康診断(労働安全衛生法に基づく健診等) ・特定健康診査

2. 介護にあたる方の疲労回復に対する助成

事業主(法人の場合は代表役員、以下同じ)と同居している要介護高齢者を介護する加入者が疲労回復のために、次の助成対象となる施術を利用した場合に助成します。

※要介護高齢者とは、事業主の配偶者、事業主と同居している事業主の両親および事業主の配偶者の両親で、介護保険法の「要支援」または「要介護」の認定を受けた方とします。

助成対象となるもの	あん摩、マッサージ、指圧、鍼灸 (はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師および柔道整復師による保険適用外の施術)
助成額	1回あたり2,000円 (本人負担額が2,000円未満の場合はその額)
助成回数	施術を利用した年度間1会員事業所あたり3回まで
助成対象とならないもの	・健康保険適用の施術 ・美容マッサージ、エステ等(介護疲労回復とは別目的の施術) ・整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー等

3. 「心とからだの健康づくり」セミナーの開催

ウォーキングを中心とした健康づくりを体験実習する「心とからだの健康づくり」セミナーを行います。

4. 総合健康懇談(相談)会

医療の第一線を永年経験した医師が、健康に関する悩みについて総合的に懇談(相談)に応じます。

5. 健康についての情報提供

中小企業経営者や中小企業で働く方々の健康管理の参考になるよう、健康についての情報を会員広報誌「まいんど」で提供します。

6. イベント(催物)への招待等

会員広報誌「まいんど」で毎月ご案内する催物の招待券やご当地グルメ商品を応募いただいた会員の中から抽選で提供します。

<観劇、コンサート、プロ野球等への招待>

- ①観劇
- ②歌謡ショー、コンサート
- ③お笑い劇場・寄席
- ④プロ野球・Jリーグ観戦等のスポーツイベント
- ⑤映画鑑賞、納涼船、美術館、水族館等のレジャー施設など

<ご当地グルメ商品の提供>

厳選したご当地グルメ商品をプレゼントします。

7. 保養施設宿泊助成

日本フルハップが契約している全国各地の契約保養施設(約60カ所)に宿泊する際に助成します。

助成額	1人1泊 2,000円 (小人<3歳以上小学生以下>の場合は1,000円)
助成回数	1会員事業所あたり年度間3回の旅行まで (1旅行あたり2泊が上限)
利用人数	1泊あたり「加入者数×6名」が上限
対象者	会員事業所の事業主、役員、従業員とその家族

※他の割引との併用や宿泊予約サイトからの申込等は助成対象とならない施設がありますので、事前に各施設へご確認ください。

8. 割引サービス

(1) 日本フルハップメンバーズカード

日本フルハップと契約しているデパート、ホテル、旅行会社の旅行パック商品、レンタカーを利用する場合に割引サービスがあります。

(2) 日本フルハップクラブオフ(優待サービス)

インターネットを通じてご利用いただく優待サービスです。宿泊施設やレンタカー、グルメや育児補助など、ビジネス・プライベート両方でお使いいただける多彩なメニューが、優待価格でご利用いただけます。
※株式会社リロクラブが日本フルハップより業務委託を受けて運営するものです。

9. 会員広報誌「まいんど」の発行

10. 各種無料相談

日ごろ事業所や身のまわりで起こるさまざまな問題について、専門家にご相談に応じます。

- (1)法律相談(弁護士)
- (2)税務相談(税理士)
- (3)労務相談(社会保険労務士)

11. 研修助成・通信教育助成

経営者、後継者、管理者等の人材の育成を図るため、「中小企業経営者等研修助成制度」「中小企業経営者等通信教育助成制度」を設けています。次の助成対象となる研修または通信教育を受講し、修了した場合に助成します。

助成対象となるもの	・全国の中小企業大学校が中小企業向けに実施する研修 ・日本技能教育開発センター(略称/JTEX)が実施する通信教育講座のうち、日本フルハップが指定するもの
助成額	受講料の1/2
助成限度額	1会員事業所あたり受講を修了した年度間ごとに、研修助成・通信教育助成の合算で「加入者数×10,000円」が上限
対象者	事業主が許可した従業員

※申請期限について、**1**は受診日、**2**は施術利用日、**11**は研修修了日または受講修了日から1年以内とします。**7**は事前申請が必要です。
なお、加入日以前、脱退後、会費の払込がなされていない期間中(翌々月の振替日までに会費振替ができた場合を除く)に受診・施術・宿泊・受講・修了したものは対象になりません。

※**1,2**については、国内での受診・施術を対象とします。

※**11**と下記の「エコアクション21」に関する助成については、加入者数は申請の前々月末の人数を基準とします。(加入翌月末までは加入時の人数を基準とします)

社会貢献活動の一環として、環境省が策定した「エコアクション21」の初回の認証・登録を行った場合に、その費用の1/2を、1会員事業所あたり「加入者数×10,000円」を上限として助成します。
申請期間については、初回認証・登録を行った日から1年以内とします。
なお、加入日以前、脱退後、会費の払込がなされていない期間中(翌々月の振替日までに会費振替ができた場合を除く)に認証・登録されたものは対象になりません。

※この助成制度は2028年3月31日をもって終了します。

契約概要

契約にあたって特に重要な事項です。内容を必ず確認してください。

4 災害補償事業（災害補償共済）

共済金は、傷害を被った加入者またはその遺族の生活補償および加入者の受傷に伴って会員が負担する資金の財源確保を目的にお支払いします。

1. 共済金をお支払いする場合

加入者がケガ（急激かつ偶然の外来の事故により身体に被った傷害をいう）をしたときに次の共済金をお支払いします。

共済金をお支払いする場合 (ケガが原因となって)	ケガをした日から	
	180日まで	181日以降
通院したとき (通院共済金)	1日につき 2,500円	1日につき 2,000円
入院したとき (入院共済金)	1日につき 5,000円	1日につき 4,000円
医師の往診を受けたとき (往診共済金)	1回につき 5,000円	1回につき 4,000円
障害が残ったとき (障害共済金)	1,000万円(1級)～15万円(14級)	
死亡したとき (死亡共済金)	1,000万円	

- ※通院・入院・往診共済金は傷害が治癒した日または症状が固定した日までお支払いします。ただし、ケガをした日から1年を限度とします。
- ※補償の対象となる医療機関は医療法または柔道整復師法に定める病院、診療所、整骨院（通院補償のみ）で、鍼灸院などは対象になりません。
- ※死亡共済金は、従業者などに対して、全部または相当部分を弔慰金等として遺族に支給することを周知していただきます。死亡共済金請求時には、遺族が共済金請求内容を了知していることについて確認できる書類を提出していただきます。
- ※共済金は会員に対してお支払いします。ただし、個人事業主の死亡共済金は次に掲げる遺族（反社会的勢力注）に該当する者を除く）に対してお支払いします。
 - ①配偶者（内縁を含む）
 - ②子
 - ③父母
 - ④孫および祖父母
 - ⑤兄弟姉妹
の受給順位

2. 共済金をお支払いできない場合

- ①病気
- ②会員、会員である法人の役員または加入者の故意により生じたケガ
- ③死亡共済金を受け取るべき者の故意により生じたケガ
- ④加入者の疾病、脳疾患、心神喪失、泥酔、犯罪行為、闘争行為、自殺行為または重大な過失により生じたケガ
- ⑤加入者の妊娠、出産、早産または流産により生じたケガ
- ⑥加入者に対する外科的手術その他の医療処置により生じたケガ
- ⑦事変または暴動により生じたケガ
- ⑧地震、噴火または津波により生じたケガ
- ⑨国外における事故により生じたケガ
- ⑩核燃料物質（使用済み燃料を含む）もしくは核燃料物質により汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれら特性による事故により生じたケガ
- ⑪上記の⑦から⑩までの事由に随伴して起きた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて起きた事故により生じたケガ
- ⑫上記の⑩以外の放射線照射または放射能汚染により生じたケガ
- ⑬加入者が次のいずれかに該当する法令違反の状態において生じたケガ
 - 道路交通法関係
 - ・道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態での運転（ただし軽車両を除く）
 - ・無免許運転（無資格運転を含む）
 - ・著しい速度超過の運転
 - ・追越禁止場所における追越運転
 - ・信号無視の運転
 - ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響または過労等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態での運転
 - その他重大な法令違反
- ⑭加入者の腰痛（圧迫骨折または横突起骨折による場合を除く）
- ⑮細菌性食中毒およびウイルス性食中毒
- ⑯会員が次のいずれかに該当して契約を解除された場合
 - 故意または重大な過失により告知義務に違反したとき
 - 共済金を詐取する目的で災害を生じさせる、または共済金の請求に関して詐欺を行うなど、日本フルハップとの信頼関係を損ない契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき
- ※契約を解除したとき、または共済金の受取人が反社会的勢力に該当したときは、共済金を支払いません（すでに共済金を支払っていたときは、日本フルハップはその返還を請求することができます）。
- ⑰共済金の支払事由が生じた日の翌日から起算して3年間共済金の支払を請求しなかった場合
- ⑱会費の払込がなされていない期間中に生じたケガ（翌々月の振替日までに会費振替ができた場合を除く）

3. 共済金のお支払いを制限する場合

- ①頸部症候群（いわゆるむちうち症）については、通院・入院・往診共済金の総額が20万円を超える場合は、20万円を限度としてお支払いします。
- ②障害の部位に一部既存障害があった場合は、その既存障害の共済金の額に相当する額を控除してお支払いします。
- ③ケガをした加入者が次のいずれかに該当したときは、それぞれの影響がなかった場合に相当する共済金の額をお支払いします。
 - すでに存在していた疾病または障害の影響により傷害が重くなったとき
 - ケガをした後に別に発生した疾病の影響により傷害が重くなったとき
- ④台風または洪水等の天災（地震、噴火または津波を除く）により一時に多数の加入者が災害を被ったときは、その天災が発生した直前の決算期において法令に基づいて積み立てている責任準備金のうち異常危険準備金相当額を限度として支払うことがあります。

4. 付加できる特約

この共済契約に付加できる特約はありません。

5. 補償対象期間（共済期間）と契約の更新

- 加入申込（新規）、または加入者の追加届出に際しては、日本フルハップが加入資格に関する審査を行います。審査の結果、日本フルハップが加入申込、または追加届出を承諾したときの補償対象期間は、加入日の翌日午前0時から1年を経過する日の午後12時までです。なお、補償対象期間満了日までに加入者でなくなった場合、補償対象期間はそのなくなった日の午後12時までとなります。審査の結果、加入申込または追加届出をお断りすることがあります。
 ※加入日は日本フルハップに加入申込書（届出書）が到達した日、または日本フルハップの募集人が加入申込書（届出書）を受領した日のうち、早い方の日付です。
 ※加入者を追加した場合、追加者の補償対象期間は追加者が加入した日の翌日午前0時から会員の補償対象期間満了日の午後12時までとなります。
 ※補償対象期間満了日の2週間前までに、所定の届出書の提出による別段の意思表示がない限り、契約は毎年自動更新されます（日本フルハップが契約の更新を謝絶した場合を除く）。
 ※更新後の契約においては、更新日における規約が適用されます。
 ※契約の更新時におけるその他の取り扱い【注意喚起情報】を確認してください。

6. 契約の解除

- 会員・加入者または共済金の受取人が次の①～④のいずれかに該当する場合、契約を解除することがあります。
- ①共済金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で災害を生じさせ、または生じさせようとしたとき
 - ②共済金等の請求に関して、詐欺を行い、または行おうとしたとき
 - ③反社会的勢力に該当する、または反社会的勢力に関与していると認められるとき
 - ④前記①～③のほか、日本フルハップとの信頼関係を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき

注「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者も含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

5 加入資格

日本フルハップには加入条件があります。詳しくは【加入資格について】を確認してください。加入資格のない場合は、ケガについての共済金や各種助成金はお支払いできません。

6 会費とその払込方法

会費は加入者1名につき月額1,500円（共済掛金相当部分852円を含む）です。会費は毎月7日（休業日の場合は翌営業日）に信用金庫に開設されている法人名義または個人事業主名義の預金口座から自動振替でお支払いいただきます。
 ※初回会費は加入翌月に請求します（翌月の請求に手続きが間に合わないときは、第2回会費と合算して加入翌々月に請求します）。

7 解約返戻金、満期返戻金、契約者割戻金

解約返戻金、満期返戻金、契約者割戻金はありません。

内容については、2026年4月1日現在のもので変更する場合があります。ご利用にあたっては、加入後にお送りする「会員ハンドブック」をご覧ください。

加入契約の内容は、この「重要事項説明書」と加入後にお送りする「公益財団法人日本中小企業福祉事業財団規約」に記載しております。

1 告知義務

会員には、日本フルハップが告知事項として質問した事項について、ありのままを正しく告知していただく義務があります。
会員が故意または重大な過失により次のいずれかに該当した場合、日本フルハップは「告知義務違反」として契約を解除することがあります。
①事実を告げなかったとき、または事実でないことを告げたとき
②告知事項の内容に変更があったことを届け出なかったとき

2 届出義務

会員には、次のいずれかに該当した場合、所定の届出書により速やかにその旨を日本フルハップに届け出る義務があります。
①個人事業主が死亡したとき
②法人を解散したとき
③事業を廃止したとき
④加入者が加入者資格を喪失したとき（要介護の認定を受けたなど）
⑤申込書の記載内容（事業所の名称、法人の代表者、加入者、住所、指定口座など）に変更があったとき
⑥告知した事実に変更（常時使用する従業者の数が300人を超え、かつ、資本金の額または出資の総額が3億円を超えたなど）があったとき
加入資格喪失後に生じたケガの共済金はお支払いできません。各種助成金も同様です。

3 災害補償事業（災害補償共済）の責任開始期

災害補償事業の責任は加入日の翌日午前0時に始まります。
※加入日は日本フルハップに加入申込書（追加の場合は届出書を含む）が到達した日、または日本フルハップの募集人が加入申込書（届出書）を受領した日のうち、どちらか早い方の日付となります。

4 共済金をお支払いできない場合

詳しくは【契約概要】を確認してください。

5 会費の払込猶予期間と契約の失効

振替日に会費が振替できなかった場合は、翌月の振替日に翌月分の会費と合算して請求します。
ただし、3か月分の会費が振替できなかった場合は、会員資格を喪失し、契約は失効します。
※会員資格を喪失した場合、その翌月から3か月間は再加入できません。

6 解約（脱退）と解約返戻金

契約を解約（脱退）する場合は、所定の届出書により手続きを行ってください。
※解約（脱退）日（減員日を含む）は日本フルハップに届出書が到達した日、または日本フルハップの募集人が届出書を受領した日のうち、どちらか早い方の日付になります。
※解約（脱退）した場合、その翌月から3か月間は再加入できません。
解約返戻金はありません。
加入期間中にお支払いいただいた会費はお返しできません。

7 保険契約者保護機構

日本フルハップが行う災害補償事業は保険契約者保護機構制度の対象ではありません。

8 契約の更新について

共済契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当財団の規定により更新時の共済契約の共済掛金の増額または共済金の減額を行うことがあります。
この制度が不採算となったときは、当財団の規定により共済契約の更新を停止することがあります。

9 法令上の制限について

日本フルハップが行う災害補償事業は「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律」に基づく共済事業で、同法により以下の制限があります。
・共済期間は1年以下
・1共済期間における1加入者についてお引受けできるすべての共済金の合計額は1,580万円が上限

10 個人情報の取扱い

(1) 個人情報保護管理者

公益財団法人 日本中小企業福祉事業財団（略称/日本フルハップ）
専務理事

(2) 個人情報の利用目的

- ①会員および加入者の募集、維持管理
- ②加入資格の確認
- ③加入契約および会費預金口座振替契約の締結、契約の変更、解約
- ④会費の請求
- ⑤災害防止、福利厚生、災害補償等の事業の実施
- ⑥共済金、助成金等の支払い
- ⑦広報誌の制作および同誌への掲載
- ⑧アンケート調査、モニターの実施
- ⑨会員証、広報誌、催物招待券等の送付
- ⑩苦情および相談への対応

(3) 個人情報の第三者への提供

本人の同意を得ている場合や法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。

(4) 個人情報の取扱いの委託

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いの全部または一部を委託することがあります。
個人情報の取扱いを委託する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たしている者を選定し、契約によって委託する個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督します。

(5) 個人情報の開示等

保有個人データに関して、本人から利用目的の通知、開示（第三者提供記録の開示を含む）、訂正・追加・削除、利用の停止・消去・第三者への提供の停止を求められた場合は、遅滞なくこれに応じます。

(6) その他

- ①個人情報の記入欄に漏れがある場合は、サービスを提供できないことがあります。
- ②折返し連絡のため、ナンバーディスプレイによって電話番号を取得することがあります。
- ③応対内容を正確に把握するため、通話等を録音することがあります。

(7) 個人情報に関するお問い合わせ先

公益財団法人 日本中小企業福祉事業財団（略称/日本フルハップ）
コンプライアンス部
〒540-8555 大阪市中央区大手前2丁目1-2 国民會館大阪城ビル
電話番号 0120-14-2682
受付時間 9:00～17:30（土・日・祝日・12/29～1/4を除く）

11 苦情・紛争解決のお申し出について

日本フルハップは、お客さまからの苦情等のお申し出を本部で受け付けています。
また、紛争解決を図るため、公益社団法人 民間総合調停センター等にもお申し出いただけます。

日本フルハップ本部
〒540-8555 大阪市中央区大手前2丁目1-2 国民會館大阪城ビル
電話番号 0120-14-2682
受付時間 9:00～17:30（土・日・祝日・12/29～1/4を除く）

公益社団法人 民間総合調停センター
〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館1階
電話番号 06-6364-7644
受付時間 9:00～12:00 13:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）